



## 1. 家庭用サービス・家庭内での技術的サービスへの減税

### 家庭用サービス・家庭内での技術的サービスへの減税

EUならびに欧州経済領域内において、一般家庭で発生した維持費用・リノベーション費用・リニューアル費用、および家庭に付属する土地の整備費用は、税額控除が認められます。

以下の費用のうち20%が減税対象となります。

サービス内容	年間限度額
・家庭用サービス 例) 住居の清掃、芝生や垣根など庭の手入れ、ペットの世話、介護や育児手伝い(親族による場合も対象とする)、介護施設費用	4,000ユーロ
・技術的サービス 専門技術者による維持・リニューアルおよび拡張、庭造り、暖房やキッチン用機具の修理および管理、煙突掃除	1,200ユーロ

所得税法35a条によればこの減税は家庭内でのサービスに限定されています。この場合の「家庭」には、物理的に距離が離れている場所(第2住居、週末や休暇用の住居など)も含まれます。また、隣接する公共の土地など、敷地の境界を越えた土地へのサービスも対象となります。これは自身の土地に隣接する歩道の清掃および雪かき費用などを指し、公共の車道へのサービス費用や行政に支払う道路清掃費用は対象となりません。

なお、ここでの「家庭内」とは必ずしも実際に居住していることを指すわけではありません。つまり別の住居へ引っ越し場合、引っ越しサービスにかかる費用や「新しい」住居に関わるサービス費用だけでなく、例えばこれまで利用していた住居のリノベーション費用なども考慮することが可能です。

この減税は住居の所有者および共同所有者だけでなく、入居者も対象となります。その場合には、家賃や光熱費の一部としてこれらのサービス費用が支払われていることが前提条件となります。それぞれの入居者にかかったサービスの割合は、年末に発行される年間サービス料の請求書の中に記載されているか、あるいは貸主や管理人が発行する証明書によって証明する必要があります。

一方、減税対象とならないのは新築住居の施工における技術的サービスです。つまりあとから屋根裏に新たなスペースをつくる場合(利用・居住スペースの拡大など)や、ガレージやサンルーム、テラス屋根などを後付けで設置、あるいは数年後に新たに庭を造ったり柵・小道を施工する場合などが減税対象になります。

減税の前提条件としてはとりわけ、請求書があること、内金払いを含む支払いがキャッシュレスで(サービス提供者の口座へ)支払われていることが挙げられます。

どの年度でこの減税が考慮されるかを判断するには、原則として支払いを行った日付が基準となります。

また、減税額が実際の所得税額を上回る場合には、マイナス超過分は考慮されません。つまり減税額によって所得税がマイナス(還付)にはなることはなく、さらにこの超過分を翌年に繰り越すこともできません。

## 2. コロナ危機:税金の支払猶予の延長と前払いの調整

コロナ危機により、直接経済的に被害を受けた企業もしくは自営業者は、状況を説明の上、2021年6月30日期限の税金支払いについて最大2021年9月30日までの支払猶予申請を行うことが可能です(申請期限は6月30日まで)。2021年9月30日以降は、2021年12月31日までの分納申請を行うことで支払猶予の延長が可能であり、税務当局はこの延長申請にかかる利息の請求を度々差し控えています。

また、該当納税者は2021年12月31日を期限として2021年の所得税確定申告と法人税確定申告に対する予定納税の調整を申告することも可能です。

支払猶予や予定納税額の調整の申請には特に厳格な条件はなく、たとえ発生した損害を詳細に証明できなくても、基本的に申請が却下されることはありません。

## 3. ホームオフィスによる通勤の減少

自宅と勤務地間の交通費は原則的にマイレージ計算法によって最初の20kmを1kmにつき0.30ユーロを必要経費として扱うことが認められています。ただし、ホームオフィスなどで実際には「通勤」が無かった場合、その日数分について控除を行うことは出来ません。

しかし2020年と2021年については、在宅で仕事をした日数については「ホームオフィス一律控除」として一日5ユーロ、年間最大600ユーロを必要経費として控除することが可能です。

公共交通機関で実際に発生した費用(例えば定期券など)は、本来予定されていた頻度で使用されていないと必要経費として扱うことが出来ます。その際、費用を出勤日で割る必要はなく、またホームオフィス一律控除の利用とは関係なく適用可能です。

## 4. 税金の追徴・還付と利息の相殺

所得税、法人税、売上税の確定証明の結果として追徴が発生した場合、その追徴に対して利息が課されます。この際には税金が発生した暦年の末日より15カ月後から確定証明書の発行日までの期間に対する利息が算出されます。利息率は月0.5%となっており、所得税と法人税追徴に対する利息については税務上控除することは出来ません。

また還付の場合にも還付金に応じた利息が設定されますが、この利息については資本所得として課税対象となります(所得税法第20条第1項7番)。特に税務調査の後ではこれを理由として、ある年には利息(課税対象)込みの還付、別の年には利息(控除不可)込みの追徴が発生すること考えられます。

追徴金の利息と還付金の利息を相殺し、相殺しきれなかった還付金利息のみを課税対象として取り扱うよう税務当局に求めることが出来ます。

## 5. 売上税:個人への輸送販売の名称が「ディスタンスセリング (Fernverkäufe)」へ変更

EU域内での個人への輸送販売の場合、サプライヤーである企業はそれぞれの国で税番号申請を行い、またEU諸国が定める売上基準額を超えた分については輸送先の国で確定申告を行う必要があります。この個人への輸送販売について、2020年年次税法第14条により、2021年7月1日からEU域内での個人への輸送販売取引におけるサービス提供地に関する規則(売上税法第3c条)が改正されます。まずこれまでのEU域内の個人に対する販売取引が、「EU域内でのディスタンスセリング」という新しい名称に変更となります。これは企業自身もしくは企業からの委託を受けた業者が、EU域内の個人消費者へ商品を輸送する取引です。

VATの発生と納付を決定する上で重要なサービス提供地については、これまでの規則と同様、輸送が終了したEU諸国となります。

これまで先述の売上基準価格は各EU加盟国ごとに異なっていました。2021年7月1日以降は一律で1万ユーロの基準額(売上限度額)が導入されます。この限度額は個々のEU諸国での売上に個別に適用されるのではなく、サプライヤーである企業のEU域内ディスタンスセリングの総合売上金額を対象とします。さらに、他のEU加盟国において非事業目的で提供する電子サービスもこの売上限度額の算出に含まれます。

7月から、基準額を超えるEU域内ディスタンスセリングにはいわゆる「ワンストップショップ手続き」が適用されます。これによりサプライヤーである企業はEU域内ディスタンスセリングにおいて発生した全てのVATを、連邦中央税務庁に電子形式で申告することが可能となります。この場合、各販売国での税番号の申請は必要ありません。EU域内ディスタンスセリングで発生した売上税は連邦中央税務庁へ納付し、連邦中央税務庁が各EU加盟国へ徴収した税を分配します。

このEUディスタンスセリングに関する規則は、2021年7月1日以降に行われる全ての商品輸送に対して適用されます。

### Main Matsuri 2021年8月20日 - 22日

コロナ禍により開催が叶わなかった2020年メイン祭りから1年、  
2021年8月20日 - 22日に「メイン祭り2021」が開催されます。  
ドイツと日本を繋ぐこの文化交流の場に皆様も是非お立ち寄りください。  
弊社Wedding&Partner税理士法人もワークショップを行う予定です。  
皆様とお会いできることを心より楽しみにしております。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。  
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。  
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH  
Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main  
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130  
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de www.wedding-partner.de